

登 録 速 報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

記

農 薬 名：アトトリ1キロ粒剤（登録番号：第 23114 号）

適用拡大登録月日：平成29年2月8日

適用拡大登録内容：

- 作物名「移植水稻」および「直播水稻」の使用方法「湛水散布」を「湛水散布又は無人ヘリコプターによる散布」に変更する。

【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	ピリミスフアンを含む農薬の総使用回数
移植水稻	ノビエ ミスガヤツリ ウリカ ヒルムシロ セリ オモダカ クダマ シズイ コウキヤガラ	移植後 20 日 (稲 5 葉期以降)～ ノビエ 4 葉期 但し、収穫 45 日前まで	1kg/10a	1 回	湛水散布 又は 無人ヘリコプター による散布	2 回以内
直播水稻	オモダカ クダマ	稲 5 葉期～ 収穫 45 日前まで				

注意事項の変更：

【追加事項】

- 無人ヘリコプターで散布する際は以下に注意すること。
 - 散布は使用機種の使用基準に従って実施する。
 - 専用の粒剤散布装置によって湛水散布する。
 - 事前に薬剤の物理性に合せて粒剤散布装置のメタリング開度を調整する。
 - 散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、当該水田周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラの回転数を調整し、圃場の端から 5 m 以上離して圃場内に散布する。
 - 水源池、飲料用水等に飛散、流入しないように十分注意する。

以 上